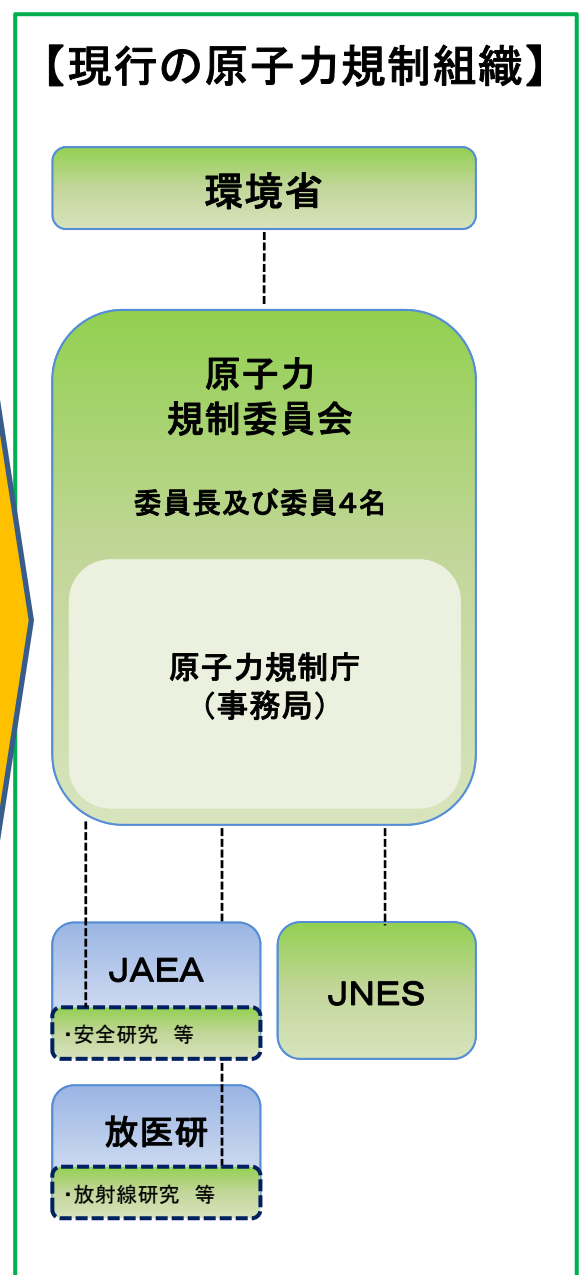
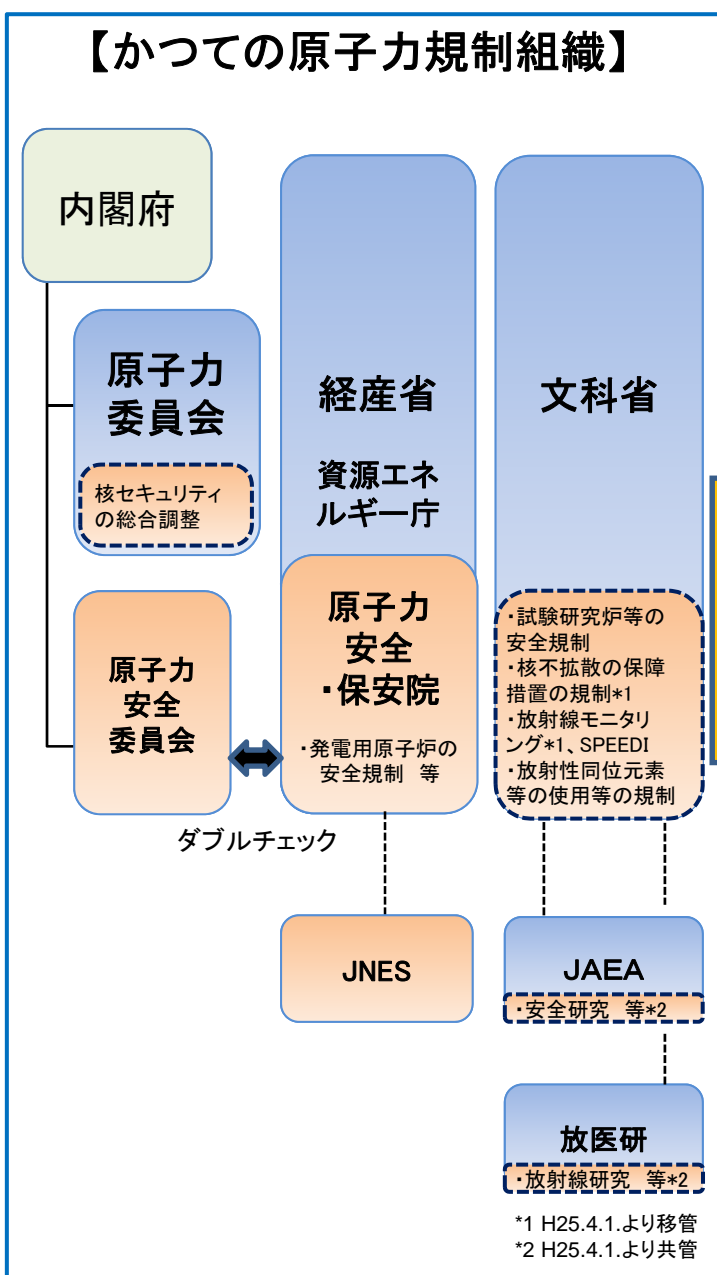


# 原子力規制委員会 所管

原子力安全基盤機構  
( J N E S )

# 原子力規制組織の改革

- 独立性の確保: 規制と利用の分離を徹底し、環境省の外局に、独立性の高い3条委員会として、「原子力規制委員会」を設置(委員は国会同意を得て、総理が任命)
- 原子力規制組織の一元化: 原子力安全規制、核セキュリティ、核不拡散の保障措施、放射線モニタリング、放射性同位元素等の規制を一元化



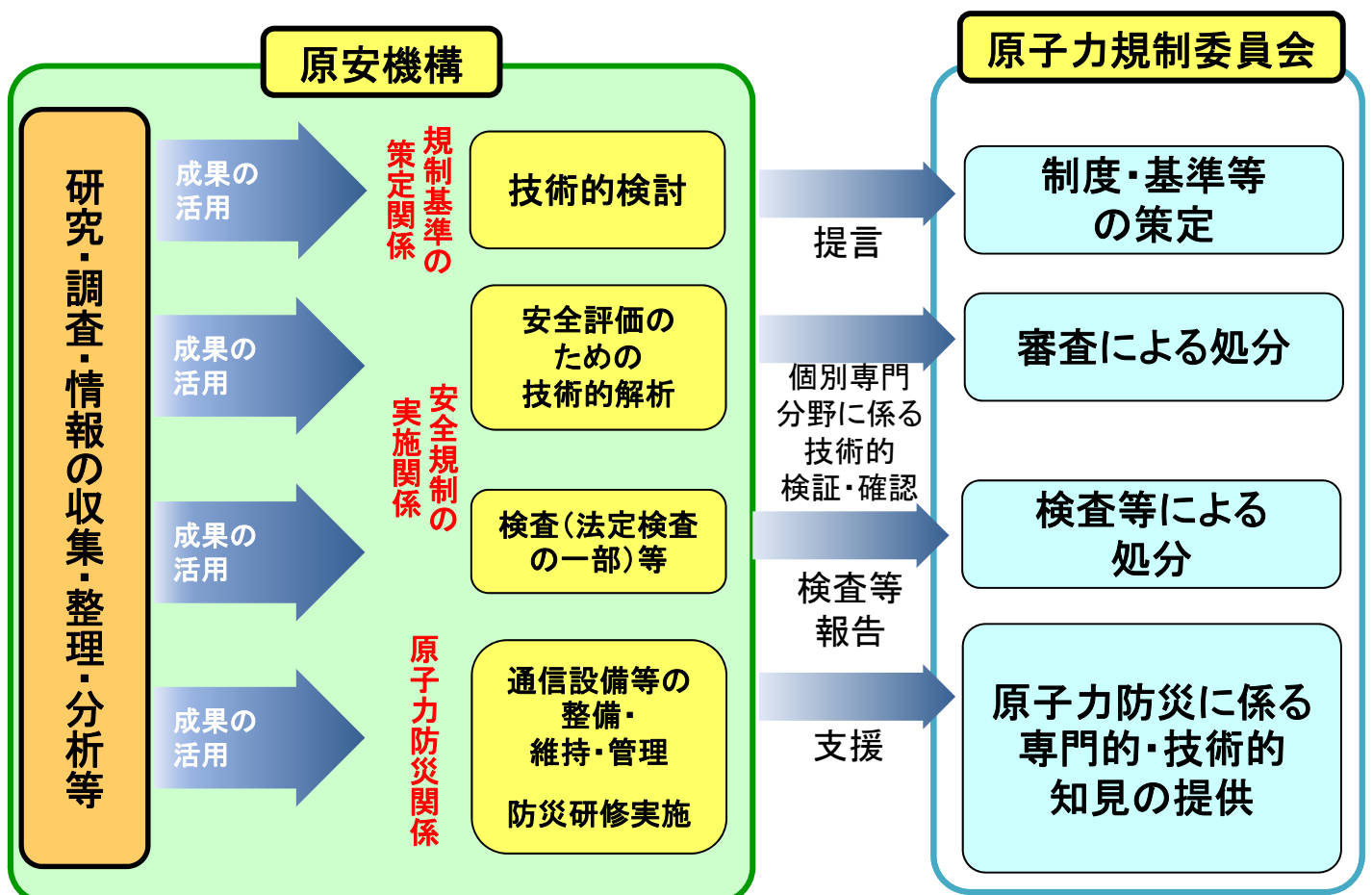
## (独)原子力安全基盤機構(原安機構)の概要

原安機構は、原子力の安全規制に係る国内外の最新の知見を踏まえ、原子力規制委員会を技術的に支援。

- ◎設立:平成15年10月1日。非公務員型独立行政法人。
- ◎予算規模:約201億円  
※平成25年度運営費交付金(他、検査手数料 約2億円(見込))
- ◎職員数:職員498名  
※常勤401名、非常勤97名(平成25年4月1日現在)
- ◎主な業務

- ①研究業務: 原子炉、サイクル施設、地震・津波等について研究・調査等を実施
- ②検査業務: 法令に基づき、原子炉、サイクル施設等の検査を実施
- ③防災業務: 原子力災害に備え、緊急時のシステムを構築・運用

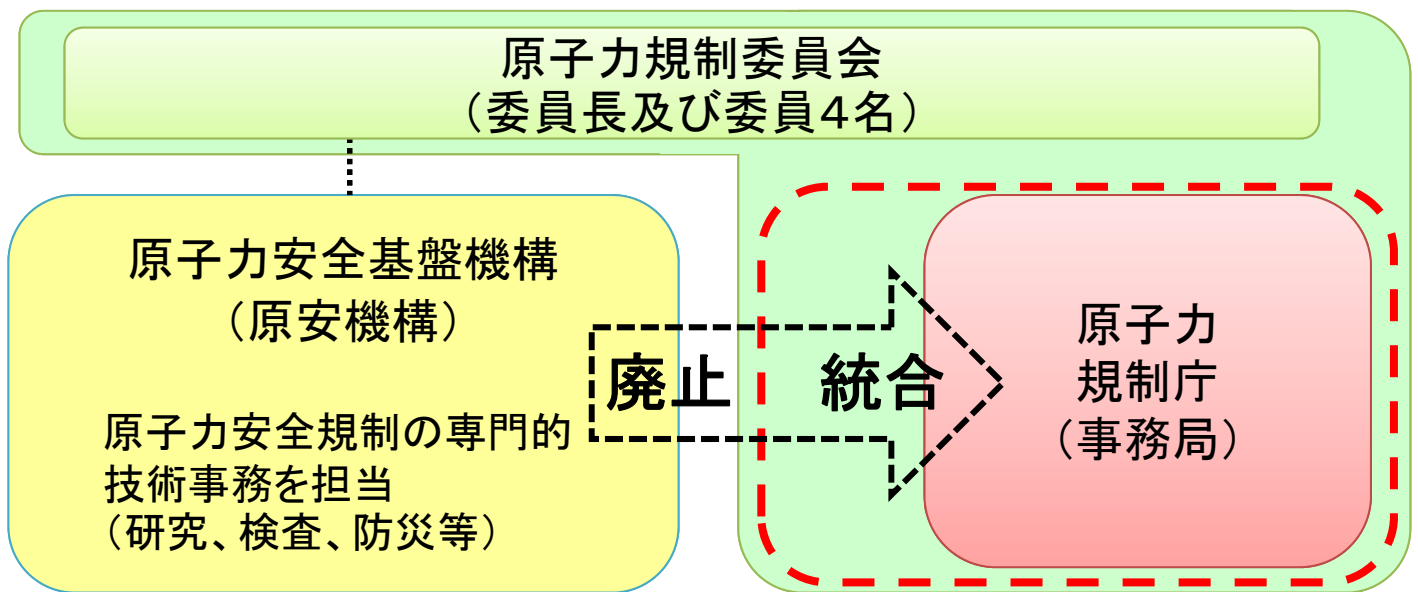
### 【現在の原安機構と原子力規制委員会との関係】



## 独立行政法人原子力安全基盤機構の解散に関する法律案

原子力規制委員会の専門性を強化する観点から、独立行政法人原子力安全基盤機構(以下「原安機構」という。)が行う業務を原子力規制委員会へ移管させるために必要となる法制上の措置を講ずる。

- ① 原安機構の廃止・統合
- ② 非公務員型独法職員である原安機構職員の引継ぎ等
- ③ 引き継がれた職員の処遇関係
- ④ 法律上原安機構が行うこととなっている業務を移管するための措置(原子炉等規制法の改正など)



### (参考) 原子力規制委員会設置法(平成24年法律第47号)附則第6条第4項

政府は、独立行政法人原子力安全基盤機構が行う業務を原子力規制委員会に行わせるため、可能な限り速やかに独立行政法人原子力安全基盤機構を廃止するものとし、独立行政法人原子力安全基盤機構の職員である者が原子力規制庁の相当の職員となることを含め、このために必要となる法制上の措置を速やかに講ずるものとする。

### (参考) 衆議院環境委員会委員会決議(平成24年6月15日)(抄)

三 原子力安全規制の専門的技術事務を担う独立行政法人原子力安全基盤機構の統合は、一体的な原子力安全行政の確保に不可欠であることに鑑み、統合のための法制上の措置が可能な限り速やかに行えるよう、関係の行政機関が一体となって取り組むこと。また、その職員の引継ぎに当たっては、現在の給与水準の確保及び専門的な知識及び経験を要する職務と責任に応じ、資格等の取得の状況も考慮した給与の体系の整備その他の処遇の充実のための措置を行うこと。